

第13回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月25日(木)午前9時30分(全員協議会終了後)から

2. 開催場所 川西町中央公民館 403号室

3. 出席委員(10名)

会 長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 新野 勝廣

委 員 1番 鈴木 秀男 2番 後藤 満良、3番 高橋 孝博、4番 佐々木 一宏

5番 勝見 和彦、6番市川 博幸、7番 船山 マサエ、8番 阿部 つや子

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第21号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あつせん調整会議審議結果報告について

第 5 報告第 22 号 人・農地プラン検討会の結果報告について

第 6 議第 69号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 7 議第 70号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)

第 8 議第 71号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(貸借権の設定)

第 9 議第 72号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

第10 議第 73号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)

第11 議第 74号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(使用貸借権の設定)

第12 議第 75号 農地転用に伴う事業変更申請に対する意見について

第13 議第 76号 農用地利用集積計画に対する決定について

第14 議第 77号 農用地利用集積計画に対する決定について(農地中間管理事業)

第15 議第 78号 贈与税の徴収猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する農業経営証明について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 内谷新悟、事務局長補佐 高橋光好、主任 竹田智弘、主事 淀野拓也

主事 玉田絵里子

6. 会議の概要

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 大沼 藤一

ただ今より、第13回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席6番市川博幸委員、議席7番船山マサエ委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より高橋事務局長補佐並びに玉田主事を指名いたします。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとする
ことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定いたします。

日程第4、報告第21号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主事 淀野 拓也

1ページをご覧ください。報告第21号、令和3年2月5日、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、所有権の移転について、1月申し出件数4件、田25,643.91㎡、個人への調整決定件数5件、田25,643.91㎡、所有権移転合計5件、田25,643.91㎡となります。利用権の設定及び利用権の移転についてはありません。詳細につきましては、後ほど農用地利用集積計画に対する決定についての時に報告させていただきます。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第5、報告第22号、人・農地プラン検討会の結果報告についてを上程します。

事務局の報告を求めます。

主事 淀野 拓也

6ページをご覧ください。報告第22号、人・農地プラン検討会の結果報告について、7ページに移りまして、令和2年度第3回川西町人・農地プラン検討会報告として、令和3年1月19日火曜日、

午後1時30分から午後3時、川西町中央公民館視聴覚室において検討会を開催しました。検討結果については以下のとおりとなります。今回全16プランのうち15プランにおいて更新作業が実施されました。令和元年から進めています人・農地プラン実質化作業についてということで、15プランにおいてアンケート、地図作成、地域の話し合い全てが完了して、実質化した人・農地プランとして妥当であるとの決定がなされました。また12番坂町人・農地プランについては、第3回の検討会でプランの資格取り消しが決定され、農地については堀金地区プランに編入することが決定されました。来年度以降、川西町人・農地プランについては全15プランで管理運営を進めていきます。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第6、議第69号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。

初めに、議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で番号7番は、議席1番鈴木秀男委員に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって、本人に関する案件の審議中は、室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、議席1番鈴木秀男委員については、当該案件の審議中は室外に退席といたします。

初めに番号7番の件について審議を行いますので、議席1番鈴木秀男委員は室外に退席願います。

(鈴木委員退席)

番号7番の件について、事務局の説明を求めます。

主事 玉田 絵里子

議第69号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。令和3年2月25日提出、川西町農業委員会会長名。9ページをご覧ください。7番、公益財団法人やまがた農業支援センター理事長、若松正俊、株式会社マイスター代表取締役、鈴木秀男、大字苳字下苳455-1、畑124㎡、計畑2筆1,097㎡、平成31年4月23日から10年間、10a借賃●●円、解約後転用するものです。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りします。番号7番について受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

鈴木秀男委員の復席を求めます。

(鈴木秀男委員着席)

次に、決定いただきました番号7番を除いた各案件について、事務局の説明を求めます。

主事 玉田 絵里子

8ページをご覧ください。1番●●、●●推定相続人●●、大字上小松字鍛冶田919、田3, 100㎡、昭和61年5月28日から10年間、10a借賃●●円、解約後貸し直しするものです。2番●●、●●、大字上小松字鍛冶田935、田2, 831㎡、平成21年3月25日から10年間、10a借賃●●円、解約後貸し直しするものです。3番●●、●●、大字大塚字中野他屋北321-1、田319㎡、計田2筆411㎡、平成19年3月26日から10年間、10a借賃●●円、解約後貸し直しするものです。9ページをご覧ください。4番●●、●●、大字大舟字山口3039、田634㎡、平成29年5月1日から5年間、10a借賃●●円、解約後転用するものです。5番●●、●●、大字高山字宿南96、田211㎡、平成29年5月25日から3年間、10a借賃●●円、解約後売買するものです。6番●●、公益財団法人やまがた農業支援センター代表取締役、若松正俊、大字苙字下苙455-1、畑124㎡、計畑2筆1, 097㎡、平成31年2月28日から10年間、10a借賃●●円、解約後転用するものです。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。番号7番を除いた各案件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件全件について、受理することに決定いたします。

日程第7、議第70号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程します。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田 絵里子

議第70号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和3年2月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は2件です。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。1番●●、●●、大字西大塚字三百野1979、田942㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。2番●●、●●、大字西大塚字三百野1980、田247㎡、

計田2筆379㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。以上今回の申請について、譲受人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30a以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 大沼 藤一

次に、ただいまの説明に関連して、現地調査等の結果について、番号1番、2番の件について、本職より報告いたします。

番号1番、2番ともに、譲受人が同じで今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a対価●●万円は妥当だと判断します。2月14日、15日推進委員齊藤委員が現地調査を行ったところです。2番についても同様です。

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第8、議第71号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田 絵里子

議第71号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和3年2月25日提出、川西町農業委員会会長名、申請件数は14件です。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。1番●●、●●、大字上小松字一本柳885、田2、622㎡、輕輕規模縮小、経営規模拡大です。2番●●、●●、大字上小松字鍛冶田920、田3、113㎡、計田2筆3、271㎡、離農、経営規模拡大です。3番●●、●●、大字上小松字鍛冶田919、田3、100㎡、貸し直し、経営規模拡大です。4番●●、●●、大字上小松字鍛冶田922、田3、110㎡、離農、経営規模拡大です。5番●●、●●、大字西大塚字蛇藪一1136-2、田66㎡、計田3筆2、472㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。6番●●、●●、大字大塚字中野他屋北321-1、田319㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。7番●●、●●、大字堀金字田中1614-1、田985㎡、計田2筆3、093㎡、貸し直し、経営規模拡大です。8番●●、●●、大字時田字町下1213-2、田337㎡、計田11筆14、742㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。9番●●、●●、

大字高山字沼田4571、田10, 481㎡、計田2筆14, 357㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。10番、●●、●●、大字高山字下田4664、田3, 070㎡、計田4筆16, 482㎡、貸し直し、経営規模拡大です。11番、●●、●●、大字高山字石樋2220、田743㎡、計田3筆8, 439㎡、畑4筆1, 928㎡、貸し直し、借り直しです。12番、●●、農事組合法人大河原農園代表理事、大河原弘、大字朴沢字長沢2836、田2, 299㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。13番、●●、●●、大字玉庭字柏の木面3955-1、田1, 695㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。14番、●●、●●、大字吉田字屋敷ノ前5392、田732㎡、計田4筆14, 136㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。

以上今回の申請について、借借人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30a以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 大沼 藤一

次に、ただ今の説明に関連して、各担当委員より現地調査等の結果について報告願います。

初めに、番号1番から4番までを議席3番高橋孝博委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番について、2月16日に推進委員渡部委員と私で現地調査を行いました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。借借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。番号2番から4番については借借人が同じですので一括して説明します。2月16日に推進委員渡部委員と私で現地調査を行ってきました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。借借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼 藤一

次に、番号5番、6番を本職より報告願いたします。

番号5番について、2月15日に推進委員齊藤委員が現地調査をして参りました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。借借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の現状から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号6番について、2月13日に推進委員平田委員が現地調査を行っております。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。借借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の現状から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

続いて番号7番から11番までを議席1番鈴木秀男委員より報告願います。

委員 鈴木 秀男

番号7番について、2月12日に推進委員齋藤委員が現地調査を行っております。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、周辺農地への影響はないと判断します。10a借賃●●円は妥当だと判断します。8番について、推進委員遠藤委員が2月21日に現地調査を行っております。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと判断します。10a借賃●●円は妥当だと判断します。番号9番、番2月21日に竹田委員が現地調査をしております。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと判断します。農地の状況からして10a借賃●●円は妥当だと判断します。以下10番、11番については借賃、内容とも同じです。11番の畑については●●円の賃借料となります。

議長 大沼 藤一

続いて、番号12番、13番を議席6番市川博幸委員より報告願います。

委員 市川 博幸

番号12番について、2月19日に須貝委員が現地調査をしました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。番号13番について、2月19日に須貝委員が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼 藤一

次に、番号14番を議席9番新野勝廣委員より報告願います。

委員 新野 勝廣

番号14番について、2月13日推進委員高梨委員が現地調査をしております。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第9、議第72号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 竹田 智弘

15ページをご覧ください。議第72号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う許可申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。令和3年2月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。1番●●、大字小松字留塚67-1、田688㎡、計田2筆693.81㎡、使用目的は農家住宅建築で、転用後、農家住宅を新築するものです。補足資料の3ページをご覧ください。こちらが今回の申請地となります。農地区分は第1種農地と判断します。土地利用計画図については、5ページのとおりで、農家住宅を建築するための申請です。事業費は●●万円であり、そのうち●●万円を融資で調達する計画で、融資証明で確認しています。雨水については、地下浸透、転用後の造成は行わず、整地のみを行い事業に着手します。以上許可基準に沿った申請内容と判断します。以上です。

議長 大沼 藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について議席2番、後藤満良委員より報告願います。

委員 後藤 満良

1番について、令和3年2月18日に、高橋委員と私そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、大字小松地内にある第1種農地の田であります。本申請は、申請人が農家住宅を建築するための申請です。転用後の造成はなく、整地のみであり周辺農地への影響もなく、申請の内容に問題はないと判断します。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本案件については、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第10、議第73号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 竹田 智弘

16ページをご覧ください。議題73号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う所有権の移転について許可申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。令和3年2月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は2件です。1番、譲渡人●●、譲受人●●、大字時田字遠江小屋2473、田884㎡です。使用目的は農家住宅建築で、申請地を譲り受け、農家住宅を新築するものです。2番、譲渡人●●、譲受人●●、大字時田字変り松897、田563㎡、使用目的は農作業場建築、申請地を譲り受け、農作業場を建設するものです。また、別添資料で説明させていただきます。1番について補足説明いたします。9ページをご覧ください。こちらが今回の申請地となります。農地区分は第1種農地と判断します。土地利用計画図については11ページのとおりです。農家住宅を建築するための申請で、住宅のほかに駐車スペース、雪捨て場を設ける計画です。汚水については合併浄化槽、雨水は地下浸透の計画です。事業費は●●万円、全額融資で調達する計画で、融資証明により確認しています。以上許可基準に沿った申請内容と判断します。2番について補足説明します。資料15ページをご覧ください。こちらが今回の申請地となります。農地区分は第1種農地と判断します。土地利用計画図については、17ページのとおりで、農作業場を建築するものです。計画図の申請地の北側の土地は、昨年の9月に農地転用の申請を受けた土地で、許可済みです。その土地と一体的に利用するものです。当初は国道287号の住宅移転のみの申請で農作業場については、用地の都合上、別途検討しておりましたが、今回当該地が取得可能となったため、追加での申請となっております。事業費については●●万円で、用地買収に伴う補償金により建築するものです。雨水については地下浸透の計画です。以上許可基準に沿った申請内容と判断します。以上です。

議長 大沼 藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について、議席2番後藤満良委員より報告願います。

委員 後藤 満良

番号1番について、令和3年2月18日に高橋委員と私、そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、時田地内にある第1種農地の田であります。本申請は、申請人が農家住宅を建築するための申請です。転用後の造成については、40cmの盛土を行いますが、植生による法面の保護を行い、周辺農地への影響もないものと思われ、申請の内容に問題はないと判断します。

番号2番について、令和3年2月18日に高橋委員と私、そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、時田地内にある第1種農地の田であります。本申請は、申請人が農作業場を建築するための申請です。転用後の造成については、30cmの盛土を行いますが、植生による法面の保護を行い、周辺農地への影響もないため、申請の内容に問題はないと判断します。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第11、議第74号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 竹田 智弘

17ページをご覧ください。議第74号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う使用貸借権の設定について許可申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。令和3年2月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は2件です。1番貸人●●、借人●●、●●、大字苳字下苳468、畑973㎡、計畑2筆1,097㎡、使用目的は農家住宅の建築で、申請地を借り受け、農家住宅を新築するものです。2番貸人●●、借人●●、●●、大字中小松字小深田3320-1、田2,486㎡の内400㎡、使用目的は一般住宅建築で、申請地を借り受け、一般住宅を新築するものです。別添資料で補足説明いたします。1番について21ページが今回の申請地となり、農地区分は第2種農地と判断します。土地利用計画図については、23ページのとおりで農家住宅を建築するための申請です。住宅のほかに家庭菜園、雪捨て場を設ける計画です。申請地内に官地の水路が通っていますが、管理者の使用許可を取っています。汚水排水は合併浄化槽、雨水は地下浸透の計画です。事業費は●●万円で、全額融資で調達する計画で、融資証明により確認しています。以上許可基準に沿った申請内容と判断します。

2番について補足説明します。資料27ページが今回の申請地となります。農地区分は第1種農地と判断します。土地利用計画図については、29ページのとおりで、一般住宅を建築するための申請です。事業費は●●万円、全額融資で調達する計画で、融資証明により確認しています。以上許可基準に沿った申請内容と判断します。以上です。

議長 大沼 藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について、議席2番後藤満良委員より報告願います。

委員 後藤 満良

番号1番について、令和3年2月18日に高橋委員と私、そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、苳地内にある第2種農地の畑であります。本申請は、申請人が農家住宅を建築するための申請です。転用後の造成については、30cmの盛り土を行います。植生による法

面の保護を行います。周辺農地への影響もないため、申請の内容について問題はないと判断します。番号2番について、令和3年2月18日に高橋委員と私、そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、中小松地内にある第1種農地の田であります。本申請は、申請人が一般住宅を建築するための申請です。転用後造成については、50cmの盛り土を行います。植生による法面の保護を行い、周辺農地への影響もないため申請の内容について問題はないと判断します。

議長 大沼 藤一

次に、ご質問等について求めます。

9番新野委員

委員 新野 勝廣

番号1番についてお尋ねします。畑だったのを転用して宅地にするのはわかりますが、家庭菜園と記載されており、何のために家庭菜園するために5条申請したのかお聞きします。

議長 大沼 藤一

事務局の説明をお願いします。

主任 竹田 智弘

補足資料の23ページをご覧ください、こちらが土地利用計画図となります。もともと畑でしたが土地を分筆するといった話はありませんでした。

議長 大沼 藤一

他にご質問ございませんか。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件については、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第12、議第75号、農地転用に伴う事業計画変更申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 竹田 智弘

18ページをご覧ください。議第75号、農地転用に伴う事業計画変更申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う事業計画変更申請があったので、知事に送付の意見を付せられ

たい。令和3年2月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。申請人株式会社竹田組、代表取締役竹田仁、大字上奥田字東飯坂3008-1、田621㎡のうち207.95㎡、使用目的は工事用の現場事務所で、申請地を借り受け、飯坂地区ため池工事の仮設現場事務所として一時転用していますが、同工事の期間が延長したため、引き続き仮設事務所として利用するものです。資料No.1で補足説明いたします。令和2年6月11日に許可を受けた工事用の仮設現場事務所として利用している一時転用の案件ですが、当初工事の2工区にあたる工事を受注したことにより、令和2年の11月に引き続き仮設現場工事事務所として利用したいため、一度事業計画変更の申請を受け許可をした案件です。さらに事業の工期が延長したため、再度期間延長のための事業計画変更となります。工事の延長の理由は、大雪の影響があり、進捗率が計画より遅れていることと、今後増工も見込まれると発注者から説明を受けていることでの申請となります。土地利用計画図については、資料の34ページのとおり当初から変更ございません。現状は36ページの写真のとおりを使用している状態となっております。基本計画変更の時も農業委員による現地確認をしているところがありますが、期間延長のみの申請であり、土地利用計画に変更がないことから、事務局の確認のみでの上程となります。以上です。

議長 大沼 藤一

事務局の説明が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第13、議第76号、農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

初めに、議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で、整理番号8323番は議席1番鈴木秀男委員に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって、本人に関する案件の審議中は、室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、議席1番鈴木秀男委員については、当該案件の審議中は室外に退席といたします。

初めに整理番号8323番の件について審議を行いますので、議席1番鈴木秀男委員は室外に退席願います。

(鈴木秀男委員退席)

事務局の説明を求めます。

主事 淀野 拓也

19ページをご覧ください。議第76号、農用地利用集積計画に対する決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和3年2月25日提出、川西町農業委員会会長名。20ページをご覧ください、所有権各筆明細で、番号、所有権を移転する者、土地、所有権を受ける者、10a対価、備考の順に読み上げます。8232番●●、大字苅字下苅377-1、田522㎡、計田4筆2,064㎡、●●、10a●●万円購入によるものです。なお、本案件について●●につきまして株式会社マイスターの構成員ということで、本来農地を買うことができない方になりますが、後の中間管理機構を通した貸し付けにおいて、個人から法人への貸し付けを同日付で実施するというので、今回の許可案件になっております。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りします。整理番号8323番について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

鈴木秀男委員の復席を求めます。

(鈴木秀男委員着席)

次に、決定いただきました整理番号8323番を除いた各案件について、事務局の説明を求めます。

主事 淀野 拓也

20ページをご覧ください。8322番●●、計田2筆7,015㎡、●●、10a対価坪沼1307が●●万円、上間塚4667が●●万円、規模縮小によるものです。なお、●●につきましても、株式会社遠藤農産の構成員ということで本来農地を購入できない方になりますが、今回の売買と同日付で中間管理機構を通して法人への貸し付けを実施しておりますので、今回許可案件となるものです。21ページをご覧ください。8324番●●、田211㎡、●●、10a対価●●万円、離農によるものです。8325番●●、計田9筆4,231.91㎡、●●、総額●●万円、離農によるものです。8326番●●、計田3筆12,122㎡、●●、総額●●万円、規模縮小です。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等について求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号8323番を除いた各案件について、計画内容で決定することに賛成

の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件について計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします

日程第14、議題77号、農用地利用集積計画に対する決定について農地中間管理事業を上程いたします。

なお、農地中間管理事業に関する審議については、地区毎に行うことを慣例としておりますが、会議時間の短縮のため一括して審議を行うこととします。

初めに議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で、整理番号8252番は本職に関する案件であり、また、整理番号8305番は議席1番鈴木秀男委員に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって、本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、議席10番本職と議席1番鈴木秀男委員については、当該案件の審議中は室外に退席といたします。

初めに、整理番号8252番について審議を行うので、本職は退席となり、議長は会議規則第6条第2項により、会長代理が行うこととなります。

それでは、議席9番新野勝廣会長代理に議長交代になります。交代の間、暫時休憩とします。

(大沼議長退席)

(新野議長着席)

議長 新野 勝廣

それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

初めに、整理番号8252番の案件について審議を行います。

事務局の説明を求めます。

主事 淀野 拓也

22ページをご覧ください。議題77号、農用地利用集積計画に対する決定について(農地中間管理事業)、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和3年2月25日提出、川西町農業委員会会長名。28ページをご覧ください。利用権設定の各筆明細であります。番号、利用権を設定する者、場所、利用権の設定を受ける者、10a借賃、備考順に読み上げます。利用権の設定を受ける者については、中間管理事業ですので、全てやまがた農業支援センターですので省略します。備考についても、期間、受け手を記載していますが、期間についてはすべて10年となりますので省略させていただきます。また、受け手についても参考にご覧いただければと思います。8252番●●、計田10筆16,154㎡、●●円、以上です。

議長 新野 勝廣

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号8252番の件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

大沼藤一会長の復席を求めます。

大沼藤一会長復席のため議長を交代します。交代の間暫時休憩とします。

(大沼会長着席)

議長 大沼 藤一

休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて整理番号8305番について審議を行いますので、議席1番鈴木秀男委員は退席ください。

(鈴木秀男委員退席)

それでは、整理番号8305番の案件について審議を行います。

事務局の説明を求めます。

主事 淀野 拓也

44ページをご覧ください。番号8305番●●、計田4筆2, 064㎡、10a借賃●●円、以上となります。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号8305番の件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

鈴木秀男委員の復席を求めます。

(鈴木秀男委員着席)

次に決定いただきました整理番号8252番と、整理番号8305番を除いた各案件について、事務局の説明を求めます。

主事 淀野 拓也

23ページから順に読み上げさせていただきます。8231●●、田681㎡、●●円。8232番●●、田2, 419㎡、●●円。8233番●●、計田2筆7, 015㎡、●●円。8234番●●、計田5筆9, 351㎡、中沖一、中沖四が●●円、他3筆が●●円。8235番●●、田1, 890㎡、●●円。8236番●●、田3, 546㎡、●●円。8237番●●、計田11筆9, 434㎡、●●円。8238番●●、田3, 094㎡、●●円。8239番●●、計田2筆2, 353㎡、●●円。8240番●●、計田16筆26, 494㎡、馬場の下4558が●●円。馬場の下4554-1から明才東4695までが●●円、明才東4697から上馬場5247-2までが●●円、それ以外田2筆が●●円となります。8241番●●、計田14筆6, 726. 43㎡、●●円。8242●●、田1, 583㎡、●●円。8243番●●、計田4筆7, 238㎡、高橋町と七浦が●●円、それ以外が●●円。8244番●●、計田7筆12, 963㎡、●●円。8245番●●、田2, 325㎡、●●円。8246番●●、田155㎡、●●円。8247番●●持分2分の1、●●持分2分の1、田5, 247㎡、●●円。8248番●●、田720㎡、●●円。8249番●●、計田3筆2, 994㎡、●●円。8250番●●、計田3筆5, 310㎡、●●円。8251番●●、計田4筆5, 083㎡、●●円。8253番●●、計田6筆5, 467㎡、●●円。8254番●●、計田7筆10, 383㎡、北大平下4385-1から檜葉平4489までが●●円、それ以外は●●円です。8255番●●、田3, 002㎡、●●円。8256番●●、計田6筆30, 267㎡、一番上が●●円、それ以外が●●円。8257番●●、計田6筆12, 129㎡、●●円。8258番●●、計田3筆7, 815㎡、畑2筆1, 428㎡、田が●●円、畑が●●円。8259番●●、田4, 810㎡、●●円。8260番●●、田2, 031㎡、●●円。8261番●●、計田3筆7, 689㎡、八幡堂474、538が●●円、館が●●円。8262番●●、計田7筆15, 340㎡、●●円。8263番●●、計田8筆6, 389㎡、こちら使用貸借のため無償となります。8264番●●、田1, 761㎡、●●円。8265番●●、計田2筆5, 834㎡、●●円。8266番●●、計田2筆1, 648㎡、●●円。8267番●●、計田6筆7, 313㎡、●●円。8268番●●、計田7筆11, 953㎡、谷地田下2451-1が●●円、新蔵2978-1、2979-2が●●円、それ以外が●●円。8269番●●、計田4筆13, 690㎡、中里2299-1が●●円、それ以外3筆が●●円。8270番●●、田1, 447㎡、●●円。8271番●●、計田10筆9, 735㎡、畑1筆480㎡、因幡1301-1、1302-1が●●円、それ以外の田については●●円、畑が●●円です。8272番●●、計田3筆2, 465㎡、●●円。8273番●●、計田7筆22, 209㎡、畑1筆963㎡、田が●●円、畑が●●円。8274番●●、計田14筆30, 771㎡、●●円。8275番●●、田588㎡、●●円。8276番●●持分2分の1、●●持分2分の1、計田14筆32, 148㎡、●●円。8277番●●、計田20筆30, 212.3㎡、●●円。8278番●●、計田2筆6, 581㎡、●●円。8279番●●、田5, 157㎡、●●円。8280番●●、計田4筆4, 554㎡、境2筆が●●円、中洗の2筆が●●円。8281番●●、田5筆18, 245㎡、境2筆が●●円、中洗が●●円。8282番●●、計田4筆34, 552㎡、●●円。8283番●●、計田20筆20, 066. 3㎡、土橋29から長者田361-1までが●●円、長者田361-11から高野321-9までが●●円、それ以外6筆が●●円。8284番●●、計田8筆26, 591㎡、●●円。8285番●●、計田3筆10, 109㎡、●●円。8286番●●、計田9筆32, 382㎡、●●円。8287番●●、田1, 061㎡、●●円。8288番●●、計田20筆13, 629. 91㎡、●●円。8289番●●、田117㎡、●●円。8290番●●

●、計田6筆8, 560㎡、●●円。8291番●●、計田7筆8, 952㎡、●●円。8292番●●、計田7筆8, 287. 69㎡、●●円。8293番●●、計田5筆8, 926㎡、●●円。8294番●●、計田3筆7, 814㎡、土白館1682が●●円、それ以外2筆が●●円。8295番●●、計田3筆3, 330㎡、●●円。8296番●●、計田15筆40, 221. 13㎡、●●円。8297番●●、計田8筆12, 610㎡、●●円。8298番●●、計田3筆2, 894㎡、●●円。8299番●●、計田13筆19, 302㎡、●●円。8300番●●、計田2筆5, 119㎡、●●円。8301番●●、田3, 793㎡、●●円。8302番●●、田4, 790㎡、●●円。8303番●●、計田6筆7, 555㎡、●●円。8304番●●、計田2筆6, 851㎡、横道3761が●●円、小原が●●円。8306番●●、田7, 177㎡、●●円。8307番●●、田1, 953㎡、●●円。8308番●●、計田2筆1, 655㎡、●●円。8309番●●、計田2筆2, 794㎡、●●円。8310番●●持分2分の1、●●持分2分の1、計田5筆9, 291㎡、●●円。8311番●●、計田11筆9, 788㎡、●●円。8312番●●、計田2筆1, 840㎡、●●円。8313番●●、計田15筆25, 361㎡、●●円。8314番●●、計田4筆11, 409㎡、●●円。8315番●●、計田3筆8, 749㎡、●●円。8316番●●、計田2筆8, 398㎡、●●円。8317番●●、計田2筆4, 260㎡、●●円。8318番●●、田507㎡、●●円。8319番●●、田1, 048㎡、●●円。8320番●●、計田2筆8, 612㎡、●●円。8321番●●、計田3筆4, 089㎡、●●円。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号8252番と整理番号8305番を除いた各案件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件全件について、計画内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

日程第15、議第78号、贈与税の徴収猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する農業経営証明についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 竹田 智弘

48ページをご覧ください。議第78号、贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する農業経営証明について、下記の者から、農地等生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予(租税特別措置法第70条の4)及び不動産取得税の徴収猶予の適用を受けるため、引き続き農業経営を行っていることの証明願いがあったので、農業委員会の可否を求める。令和3年2月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は3件です。1番申請人●●、贈与年月日は平成8年11月28日、経営面積87, 913㎡のうち、特例農地等面積が18, 868㎡です。2番申請人●●、贈与年月日、

平成20年8月25日、経営面積10,024㎡全てが特例対象農地等面積となります。3番●●、贈与年月日、平成26年2月25日、経営面積72,558㎡のうち特例対象農地等面積が45,600㎡です。こちらについて農地の生前一括贈与を受けた者は、一定の条件のもと贈与税等の納税猶予を受けておりますが、猶予を継続するためには、3年毎に農業経営を継続している旨の報告を行うことが、義務付けられております。それに当たって、引き続き農業経営を行っていることの証明書の添付が必要であり、証明書の発行には農業委員会総会での審査決定が必要であり、申請人の経営状況を把握するために農家台帳の確認と合わせて現地調査を担当推進委員に依頼しております。今回の3件について、現地を確認した担当の推進委員からの報告を受けている農業委員からの報告をもってお諮りさせていただきたいと思っております。

議長 大沼 藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番及び3番の件について議席1番鈴木秀男委員より報告願います。

委員 鈴木 秀男

番号1番について、2月12日に、3番については、年2月14日に齋藤好三委員、齋藤幸雄委員が現地調査並びに本人確認をしてきました。いずれも耕作がされ適正に管理されていることを報告いたします。

議長 大沼 藤一

次に、番号2番の件について議席5番勝見和彦委員より報告願います。

委員 勝見 和彦

番号2番について、令和3年2月12日に渡部推進委員が、現地調査をしてきました。適正に管理されていることを報告いたします。

議長 大沼 藤一

事務局及び担当委員の説明が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。農地等生前一括贈与に係る贈与税の徴収猶予及び不動産取得税の徴収猶予の適用に関して、引き続き農業経営を行っていることの証明を行うことについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本件について引き続き農業経営を行っていることの証明を行うことに決定いたします。

これもちまして、第13回川西町農業委員会総会を閉会いたします。